

◆ 男鹿市国土強靱化地域計画の概要 ◆

第1章 男鹿市国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の目的

災害が発生する度に甚大な損害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを推進するため。

2 策定の趣旨及び位置づけ

- 平成25年12月「国土強靱化基本法」の公布・施行、平成26年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
- 地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、法第13条の「国土強靱化地域計画」を策定できる
- 国土強靱化地域計画は、国の基本計画、県の地域計画との調和を必要とし、本市における防災・減災等に関する施策を計画的に推進するための指針となる

3 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』
STEP1～5に基づき策定

STEP1
目標の明確化

STEP2 起きてはならない
最悪の事態等の設定

STEP3
脆弱性評価

STEP4
推進方針の検討

STEP5
計画の推進・進捗管理

○ 基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

○ 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク・・・「大規模自然災害全般」（国の基本計画、県の地域計画と同様）
- 2 脆弱性評価・・・7つの「事前に備えるべき目標」のもと、29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本市施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 推進方針

- 1 推進方針の策定
 - 脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理
 - 併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ
 - ①行政機能等、②インフラ・住環境、③保健医療・福祉、④産業・エネルギー・情報通信、⑤国土保全・交通・物流、⑥農林水産・環境、⑦地域づくり・リスクコミュニケーション、⑧老朽化対策

第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化
最悪の事態ごとに施策を重点化し、とりまとめ
- 2 計画期間
平成29年度～平成33年度までの5か年とする
- 3 進捗管理
推進方針で設定した取り組み等について、進捗状況を把握しながら必要に応じて見直しをする

大規模自然災害が原因となる29の「起きてはならない最悪の事態」

■想定するリスク「大規模自然災害全般」	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		1-1
1-2			大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3			集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4			大規模な土砂災害等による死傷者の発生
1-5			暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
1-6			情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
1-7			防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-4	多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足
		2-5	医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		4-1	国道101号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2	電気、石油、ガスの供給機能の停止
		4-3	上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		4-6	電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		5-2	石油コンビナート等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	農業、漁業の停滞
		5-4	商工業、観光等の産業の停滞
6. 制御不能な二次災害を発生させない		6-1	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		6-3	油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		7-1	復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）

推進方針の策定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策を選定(案)

推進方針の重点化、とりまとめ	
1-1	住宅の耐震化、空き家対策、住宅用火災警報器の設置
1-2	海岸保全施設の整備・管理・老朽化対策、津波避難計画の策定
1-3	河川改修等の治水対策、河川・ダム関連施設の老朽化対策
1-4	土砂災害対策施設の整備、土砂災害ハザードマップの作成・周知
1-5	道路除雪等による冬期の交通確保、雪下ろし事故防止対策の推進
1-6	関係行政機関等による情報の共有化、住民等への情報伝達体制の強化
1-7	自主防災活動の充実・強化、学校における防災教育の充実
2-1	共同備蓄物資の計画的な整備、物資の輸送・保管・仕分け等マニュアルの策定
2-2	通信手段の確保、自家発電機など電力の確保、道路施設の防災対策
2-3	消防施設の機能維持、消防団の機能維持
2-4	避難所の指定、学校施設、教育機関における防災機能の強化
2-5	災害拠点病院の耐震化、医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備
2-6	感染症予防対策の強化
3-1	業務継続計画（BCP）の策定、庁舎の耐震性強化、災害直後の行政機能の確保
4-1	幹線道路等の整備、道路施設の老朽化対策
4-2	停電対策、災害時における石油類燃料の確保、ガス施設の耐震化
4-3	水道施設の耐震化、水道施設の老朽化対策
4-4	下水道施設等の耐震化、し尿処理施設の耐震化、災害廃棄物の円滑な処理
4-5	停電時の信号機減灯対策
4-6	通信施設の耐震化など災害対策
5-1	企業における業務継続計画（BCP）の作成
5-2	石油コンビナート（防災計画の見直し）、施設ごとの防災訓練
5-3	農林水産業生産基盤の耐震化、漁港施設の老朽化対策
5-4	関係団体との連携、宿泊施設の耐震化の促進
6-1	ため池ハザードマップの整備、農業用ため池の整備
6-2	農業・農村の多面的機能の確保、農地・農業水利施設の保全管理
6-3	防除・回収作業を的確に実施するため、訓練及び対応マニュアルの策定
7-1	災害対応に不可欠な建設業との連携、ボランティア受け入れ体制構築
7-2	市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上